



好きを、編む。
那 須 塩 原 市

那須塩原市部活動 地域展開推進計画

～こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の
確保・充実に向けて～

計画期間：令和８年度～令和１３年度

（前期：令和８～１０年度／後期：令和１１～１３年度）

那須塩原市部活動地域展開推進協議会

那須塩原市教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって

01. はじめに	1 ページ
02. 計画策定の背景	2 ページ
03. 計画の位置付け	3 ページ
04. 計画期間	4 ページ

第2章 学校部活動を取り巻く状況

05. 社会情勢の変化に伴う課題	5 ページ
06. 部活動の地域展開を巡る課題	6 ページ
07. 国及び県の動向	7・8 ページ

第3章 計画の基本的な考え方

08. 基本理念	9 ページ
09. 地域クラブ活動の基本像	10 ページ
10. 取組方針	11・12 ページ
11. 計画の目標（KPI）	13 ページ

第4章 推進体制と具体的取組

12. 推進体制（協議会の設置・運営）	14 ページ
13. 役割分担（国・県・市・運営団体等）	15 ページ
14. 運営団体・実施主体の整備	16 ページ
15. 指導者の確保・育成	17 ページ
16. 活動場所の確保	18 ページ

目次

第5章 認定制度とロードマップ

17. 認定地域クラブ活動制度（骨子）	19 ページ
18. 認定地域クラブへの補助金の考え方（骨子）	20 ページ
19. 実施ロードマップ（フェーズ別）	21 ページ
20. 期待される効果	22 ページ

1. はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。

部活動を通して生徒の体力や技能の向上以外にも、生徒同士や部活動顧問との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養(かんよう)に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として長年続いてきました。

しかし、少子化の影響による生徒や教職員数の縮小により、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況となっています。

さらに、価値観の多様化等による教育課題の複雑化・多様化に対応するため、教職員の業務は多忙を極め、働き方改革を推進する中、専門性や意思にかかわらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層厳しくなっています。

本市においても、令和6年度の出生数は585人と、市が誕生した平成17年度の1,136人と比較して約半数となっており、少子化が進行している状況です。

今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、将来にわたって生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を持続していくためには、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、これまで学校単位で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体が連携・協働して支えることによって、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動が持続可能となる環境を整備していくことが重要です。

国や県においては、部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関して、基本的な考え方や具体的な取組方針を示した新たなガイドラインが示されました。

本市においても、これらを踏まえつつ地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)への展開を円滑に推進するため、様々な取組を進めていきます。

2. 計画策定の背景

国においては、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5～7年度までを「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた実証事業等に取り組んできました。また、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8～13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしています。

栃木県では、令和5年3月に「とちぎ部活動地域移行プラン」を策定し、令和5年度から3年間で計画期間として、これまで学校教育活動の一環として行ってきた休日の学校部活動を地域クラブ活動として実施できるよう環境整備の取組を進めてきました。今回、国が示した新たなガイドラインを受け、教職員の働き方改革を考慮しながら、学校部活動の地域展開等をさらに推進するため、「とちぎ部活動地域展開プラン」を策定しました。

これらを踏まえ、本市においては、令和7年3月に「那須塩原市部活動地域移行推進計画」を策定し、栃木県と足並みを揃え、取組を進めてきたところです。

しかし、今後も、将来にわたって生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を持続していくためには、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、教職員の働き方改革を図りながら、これまで学校単位で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体が連携・協働して支えることによって、新たな価値を創出するとともに、より豊かで幅広い活動が持続可能となる環境を整備していくことが重要です。

そのため、市内公立中学校及び義務教育学校後期課程の生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を引き続き整備し、学校部活動の地域展開の更なる推進を図るため、「那須塩原市部活動地域展開推進計画」を策定し、取組を進めていくものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、市の関連計画と整合を図り、国や県の方針を参酌して策定した実施計画です。

市内公立中学校及び義務教育学校後期課程を対象とし、平日・休日における学校部活動の地域展開を進めるための計画として位置付けるものです。



市の関連計画との整合

第2期教育振興基本計画や第2期スポーツ推進基本計画等と整合性を図り、関連計画と一体的に推進するものです。



国・県の方針を参酌

本計画は、国による「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」のうち、「地域クラブ活動の推進等」に関する部分を参酌するとともに、「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」及び「とちぎ部活動地域展開プラン」に基づき策定したものです。



全庁的な推進体制

教育委員会だけでなく、スポーツ、文化、福祉、交通、財政等の関係部局が横断的に連携して推進する体制を構築します。

4. 計画期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和13(2031)年度までの6年を計画期間とします。また、この6年間を「改革実行期間」と位置付け、前期・後期に区分して推進します。

中間評価による柔軟な見直し

前期終了時に中間評価を実施し、その結果や国・県の新たな動向を踏まえて、後期における平日の部活動改革を含む取組方針を柔軟に見直します。

5. 社会情勢の変化に伴う課題



少子化による部活動維持の困難化

少子化が進行し、学校単位でのチーム編成や部活動運営が困難になっています。生徒の多様なニーズに応える活動の維持が限界を迎えつつあります。

市出生数 H17年度1,136人→R6年度 585人

市生徒数 H17年度3,638人→R6年度2,999人



教職員の働き方改革と専門性の課題

教職員の業務多忙化への対応や、競技・文化芸術の専門性確保の観点から、従来の教職員が顧問を担う体制を見直す必要性が高まっています。

時間外在校等時間の主な理由(中学校)
部活動指導 56.3%



地域全体で支える体制への転換

部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、学校と地域が連携・協働し、スポーツ・文化芸術活動を地域全体で支える持続可能な仕組みへの転換が求められています。さらに、単に部活動の運営主体を移す「移行」から、学校での活動を地域に開き、地域全体で支えることで、より豊かで幅広い活動へ発展させる「展開」への転換も求められています。

令和7年度末までに地域移行した部活動数
市部活動数 21部



6. 部活動の地域展開を巡る課題



指導者の確保・育成

地域における専門的な指導者の量的確保と、質の高い指導を行うための研修・育成体制の構築が必要になります。



活動場所・備品の確保

学校施設（体育館・グラウンド等）の開放調整、公共施設の活用、必要な用具・備品の管理と共有が必要になります。



移動手段の確保

活動場所が遠方となる場合の移動手段（スクールバス等）の確保と、それに伴う安全対策・費用負担への配慮が求められます。



安全・安心の確保

事故や怪我への対応、ハラスメント・不適切行為の防止対策の徹底が求められます。



障害のある生徒の活動機会

障害の有無に関わらず、全ての生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境整備と合理的配慮が求められます。



受益者負担と格差への配慮

適正な参加費の設定と、経済的理由による体験格差が生じないように、困窮世帯への支援策の検討が必要になります。



大会・コンクール等の在り方

地域クラブ活動からの大会参加要件の緩和・見直しと、運営体制の負担軽減が求められます。



学校・教職員の負担軽減

教職員の顧問業務の負担軽減を図りつつ、学校教育としての質の向上に資する働き方改革の推進が求められます。

7. 国及び県の動向

国及び県においては、部活動の地域クラブ活動への移行に関し、これまでの「地域移行」から「地域展開」へ考え方を転換します。



発展的な転換への名称変更

単に運営主体を移す「移行」ではなく、学校での活動を地域に開き、地域全体で支えることで、より豊かで幅広い活動へ発展させる「展開」へと概念を転換します。



期待される「新たな価値」の創出

多様な体験機会の提供、個性の尊重、学校の垣根を越えた仲間づくり、世代間交流、専門的な指導など、地域クラブ活動ならではの価値を創出します。



学校と地域の継続的な連携

学校施設を活動拠点として活用することや、希望する教師が兼職兼業として指導に関わるなど、学校と地域が断絶することなく密接に連携します。



地域主体の運営体制構築

学校内のリソースだけに頼るのではなく、地域のスポーツ・文化芸術団体や指導者など、多様な主体の参画による持続可能な運営を目指します。

国及び県においては、次のとおり部活動の地域展開を進める方針としています。

		R8	R9	R10	中間評価	R11	R12	R13
 国		改革実行期間（R8～13）						
	休日	部活動の地域展開の全国実施 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動におい地域展開の実現を目指す。 （できるだけ前倒しでの実施を目指すことが望ましい）						
	平日	国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を実施 地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施			国において、改めて取組方針を策定	中間評価段階で策定された取組方針に基づき、更なる改革を推進		
 県	休日	令和１１年度末までに県内公立中学校等の休日の部活動を全て地域展開することを目指す。 ※中山間地域等をはじめ、特殊な事情により地域展開が困難な場合には、市町において、将来的な方向性や計画等の検討を進めるとともに、当面、部活動の地域連携として部活動指導員の配置等を適切に実施することも考えられる。					令和１１年度までの取組状況を踏まえ、更なる改革を推進。 持続可能な地域クラブ環境の整備及び地域クラブ活動運営の定着に向けた取組を実施	
	平日	令和１３年度末までに、平日の活動の取組方針を定めるとともに、地域の実情に応じた部活動の地域展開等の取組を実施する。 ※市町においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進めることが望ましい。			県において、取組方針を必要に応じて見直し	見直しを含めた検討後の取組方針に基づき、改革を推進		

8. 基本理念

将来にわたる活動機会の確保と充実

部活動の地域展開を進め、少子化が進む中でも、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたって保障し、多様なニーズに応じた活動の充実を図ります。



地域総がかりでの支え合い

学校単独での運営から脱却し、地域人材や団体、行政が連携・協働してこどもたちの活動を支える持続可能な仕組みを構築します。



全ての生徒の包摂

障害の有無や得意・不得意、経験の有無にかかわらず、希望する全ての生徒が活動に参加できる環境を整備します。



教師の働き方改革と質の向上

部活動指導の負担を軽減することで、教師が本来の学校教育活動や授業準備に専念できる環境を作り、教育の質の向上につなげます。



地域の活力向上への波及

地域クラブ活動を通じて多世代交流やコミュニティ形成を促進し、市民のウェルビーイング向上と地域の活性化を図ります。

9. 地域クラブ活動の基本像

🕒 教育的意義の継承

生徒の成長と人間形成

- ♥ 体力・技能の向上に加え、感性・創造性を育成
- 👥 自主性・協調性・責任感・連帯感の涵養
- 🏆 努力による達成感、自己肯定感の向上

運営の基本原則

- 🚫 選抜（セレクション）の不実施
（希望する全ての生徒が参加可能）
- 🕒 適正な活動時間・休養日の設定

学校部活動の良さを受け継ぐ

🚀 新たな価値の創出

多様な体験と交流

- 🏊 マルチスポーツ・総合文化芸術活動
（複数の種目や分野を体験可能）
- 🔗 学年・学校の枠を超えた仲間とのつながり
- 👤 地域住民や多世代との豊かな交流

安心・安全と質の担保

- 📋 ハラスメント防止徹底
- 💰 低廉な参加費と家計負担への配慮

地域だからこそ可能な体験へ



10. 取組方針



休日は原則、地域展開を実現

令和11年度末までに休日の学校部活動の地域展開を原則として実現します。可能な限り前倒しで進め、地域の多様な主体による運営体制を構築します。



平日は実現可能な形から検証・拡充

平日の活動については、国の検証や中間評価を踏まえつつ、学校の負担軽減と生徒の活動充実の両立を図り、後期（令和11年度以降）に向けて本格的な展開を目指します。

※学校、地域クラブ、保護者間の協議・調整が整った場合は、前倒しで地域展開に取り組みます。



受益者負担や家計格差への配慮

参加費等の負担が過重とならないよう配慮するとともに、経済的に困窮する世帯への減免措置や支援を行い、家庭の経済状況による体験格差を生じさせない仕組みを整えます。



安全・安心の徹底

指導者への研修義務付けにより、体罰・ハラスメント等の不適切行為を根絶し、事故防止対策を徹底した安全・安心な活動環境を整備します。（日本版DBS認定制度の活用を含む）



丁寧な情報公開と合意形成

改革の全体像やロードマップを生徒・保護者・地域住民に分かりやすく提示し、丁寧な説明と合意形成を図りながら、信頼される地域展開を進めます。

		🔧 前期：制度整備・開始			中間評価	📈 後期：拡充・定着		
		R8	R9	R10		R11	R12	R13
市	休日	令和11年度末までに市内公立中学校等の休日の部活動を全て地域展開することを目指します。 ※特殊な事情により地域展開が困難な場合には、将来的な方向性や計画等の検討を進めるとともに、当面、部活動の地域連携として部活動指導員の配置等を適切に実施する。					令和11年度までの取組状況を踏まえ、更なる改革を推進します。 持続可能な地域クラブ環境の整備及び地域クラブ活動運営の定着に向けた取組を実施します。	
	平日	令和13年度末までに、平日の活動の取組方針を定め、地域の実情に応じた部活動の地域展開に取り組みます。 ※学校、地域クラブ、保護者間での協議・調整が整った場合は、平日の活動の取組方針の策定前であっても地域展開を検討します。					見直しを含めた検討後の後期方針に基づき、取組を推進	
		令和8 ～ 10年度 3年間 休日の地域展開への確実な着手 「地域クラブ活動認定制度」の整備 令和9年度からの補助金交付開始 運営団体・指導者の確保体制構築			令和11 ～ 13年度 3年間 制度の定着と対象種目の拡大 平日を含めた活動機会の検証と実施 持続可能な運営モデルの確立 地域資源の活用と広域連携の推進			
		重点 休日の地域展開と制度基盤の確立			令和10年度末 進捗状況の点検と後期方針の策定 平日展開の具体化を検討		重点 平日を含む活動の充実と定着	

11. 計画の目標（KPI）



休日の部活動地域展開の推進

指標：休日の部活動地域展開の部活動割合 R7年度末 16.2% → R11年度末 100%

休日の学校部活動における地域展開を原則全校・全種目で実施します。地域クラブ活動への参加希望者が適切な活動に参加できる環境を整備し、認定クラブの網羅率向上を図ります。



教職員の負担軽減

指標：時間外在校等時間の上限（1か月45時間以内かつ1年間360時間以内）を遵守する中学校・義務教育学校後期課程勤務の教職員の割合 R7年度末 16.0% → R13年度末 100%

授業準備や休養時間の確保につながるよう部活動指導業務の負担軽減を図り、勤務時間の適正化に努めます。



認定地域クラブ活動の満足度の向上

指標：認定地域クラブでの活動に満足している生徒の割合 R13年度末 80%以上

活動内容や指導の質など利用者視点での満足度を定期的に測定するとともに満足度の向上に努めます。

12. 推進体制(協議会の設置・運営)



📌 方針策定・調整

- 推進計画の策定・改定
- 全体方針の決定
- 関係団体間の連絡調整

📊 進捗管理・評価

- ロードマップの進行管理
- 中間評価・最終評価の実施
- 課題の抽出と対応策検討

📢 情報発信・周知

- 生徒・保護者への説明
- 地域住民への広報活動
- Webサイト等での情報公開

13. 役割分担(国・県・市・運営団体等)

国・県の役割



改革の方向性提示・財政支援・好事例の普及



地方公共団体へのきめ細かな伴走支援



広域的な連絡調整・市町村への支援



大会参加規程等の見直し促進・環境整備

制度設計と広域的支援



市・運営団体・学校の役割



地域クラブ認定・補助金交付・運営支援、施設調整、周知



安全で質の高い活動運営・指導者の確保



学校施設の開放・生徒情報の共有・連携



教職員の兼職兼業の許可・円滑な接続

現場での実践と連携・協働

14. 運営団体・実施主体の整備



受け皿（実施主体）の多様化

地域の特性やニーズに合わせて、多様な運営主体が地域クラブ活動を担うことができるよう整備を進めます。

- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化団体
- 特定非営利活動法人（NPO）、民間事業者
- 複数市町村にまたがる広域連携組織



ガバナンスの確保

地域クラブ活動が適切かつ継続的に運営されるよう、組織としての責任体制やルールを整備します。

- 定款・規約・運営規程の整備
- 会計処理の透明化、監査体制の確立
- スポーツ安全保険等の加入義務化
- コンプライアンス遵守・ハラスメント防止



財源の確保・多様化

安定的な運営を可能にするため、公的支援と受益者負担、その他の財源を組み合わせた仕組みを構築します。

- 市からの補助金
- 参加者からの会費（受益者負担）
- 企業版ふるさと納税・GCFの活用
- スポーツ振興くじ助成、地元企業スポンサー、寄附金



広域・共同運営の推進

単独での運営が困難な地域や種目については、広域的な連携により持続可能性を確保します。

- 近隣自治体との合同チーム・合同練習
- 種目ごとの広域クラブ化の検討
- 指導者や施設の共同利用・相互活用

15. 指導者の確保・育成



多様な人材の確保

競技団体、文化団体、大学、民間企業と連携を強化します。また、指導者の確保に向けて市独自の「指導者バンク」を整備し、地域人材を広く募ります。



資質向上のための研修実施

安全管理、効果的な指導法、障害理解、ハラスメント防止に関する研修を定期的実施し、指導の質を担保します。



適正な配置と管理

指導者の巡回指導やオンライン活用の検討、複数人指導体制の構築をします。また、市や県が定める研修会を受講した指導者を登録する「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を整備し、質を保証します。



安全・安心の確保

不適切行為の防止を徹底します。労務管理や適正な謝金水準の目安を整備し、評価とフィードバックを行います。

16. 活動場所の確保



学校施設の優先的活用

中学校等の体育館・グラウンド等を、夜間や休日に地域クラブ活動の拠点として優先的に開放します。使用料の減免措置や、鍵管理・清掃等の運用ルールを整備し、円滑な利用を促進します。



公共スポーツ・文化施設、民間施設との連携

市内の公共スポーツ施設や文化会館等について、予約枠の確保や使用料の減免を行います。また、民間スポーツクラブやスタジオ等と包括連携協定を結び、活動場所の多様化を図ります。



廃校・未利用施設の利活用と備品管理

廃校となった学校施設や未利用の公共施設を、地域クラブ専用の活動拠点や用具保管場所として整備・活用します。学校部活動で使用していた備品等についても、地域への譲渡や貸与を検討します。



移動手段の確保（アクセス改善）

活動場所への移動手段として、スクールバスの活用や路線バスとの連携、保護者送迎への支援等を検討します。安全対策を最優先としつつ、移動に伴う費用負担にも配慮します。



近隣自治体との相互利用協定

単独での施設確保が困難な場合や広域的な活動に対応するため、近隣自治体と施設の相互利用協定の締結を検討し、市域を越えた柔軟な活動環境を整備します。

17. 認定地域クラブ活動制度(骨子)

令和9年度開始

◎ 制度の趣旨

競技力向上偏重の団体と区別し、学校部活動の教育的意義を継承した「質」を担保するための仕組みを構築します。

★ 認定の効果

- ①市HP等での情報公開・推奨
- ②補助金等の公的支援
- ③学校施設の優先利用・減免
- ④教師の兼職兼業許可

主な認定要件

1



教育的意義の継承
と包摂性

選抜なし、多様なニーズへの対応

2



適正な活動時間
と休養日

ガイドライン準拠

3



低廉な参加費
の設定

家計負担への配慮

4



適切な指導体制
の確保

指導者研修等の受講、認定指導者の確保

5



安全管理体制
の徹底

保険加入、事故対応

6



適切な運営体制
の確保

会計透明性、責任者配置

7



学校等との
連携

活動状況の情報共有

8



市独自の要件

必要に応じて設定を検討

❗ 経過措置について： 既存の地域団体等が円滑に移行できるよう、原則として令和8年度末までは経過措置期間を設定し、基準適合への準備期間を設けます。

18. 認定地域クラブへの補助金の考え方(骨子)

令和9年度開始

◎ 目的・対象・交付要件



制度の目的

国の補助制度を活用し、運営団体への財政支援を行い、参加費の低廉化による機会均等、活動の質と安全の担保



主な対象経費

施設利用料、保険料、指導謝金、消耗備品、安全対策費、一部移動支援



主な交付要件

認定取得、情報公開、研修受講

質の高い活動環境を財政面から支援



△ 配分方法・運用の仕組み



配分の考え方

「基礎額」＋「活動規模連動額」で算定（上限設定あり）



経済的支援

低所得世帯の参加費補助を別枠で実施し、家庭の負担に配慮



評価・検証サイクル

年度末評価を翌年度配分へ反映（違反時は減額・返還措置）

公正・公平かつ持続可能な運用体制

19. 実施ロードマップ(フェーズ別)



● 計画・設計フェーズ

● 制度構築フェーズ

● 実行・運用フェーズ

● 発展・定着フェーズ

20. 期待される効果

期待される効果

- ✓ 生徒のニーズに応じた多様な活動体験と豊かな人間性の涵養
- ✓ 学校・学年・地域を越えた新たなつながりとコミュニティ形成
- ✓ 教職員の負担軽減による学校教育の質の向上と働き方改革の推進
- ✓ スポーツ・文化芸術を通じた地域のウェルビーイング向上と活性化

想定リスクと対応策

- ⚠ **指導者不足・質の確保：**
指導者バンク活用、定期研修、広域連携による相互補完
- ⚠ **活動費・移動負担：**
補助金による参加費の負担軽減、移動支援策の検討、減免制度
- ⚠ **安全管理：**
保険加入徹底、事故対応マニュアル整備、日本版DBS認定制度の活用

那須塩原市部活動地域展開推進計画 令和8(2026)年8月

那須塩原市教育委員会事務局 教育部 スポーツ振興課
〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号
TEL: 0287-37-5439 FAX: 0287-37-5479
E-mail: sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp